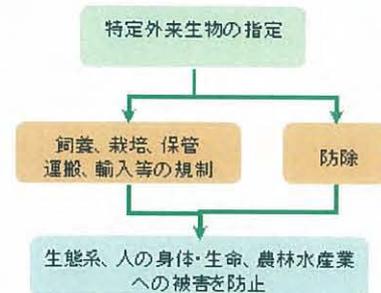


「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の概要

平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号 平成 17 年 6 月 1 日施行

外来生物法の目的

- この法律の目的は、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することです。
- そのために、問題を引き起こす海外起源の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。



特定外来生物とは？

- **特定外来生物**とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。
特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。
- 特定外来生物とは別に、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす疑いがあるか、実態がよく分かっていない海外起源の外来生物は「**未判定外来生物**」に指定され、輸入する場合は事前に主務大臣に対して届け出る必要があります。
届出がされた場合は、主務大臣が判断し、影響を及ぼすおそれがある場合は特定外来生物に指定され、輸入等について規制されます。影響を及ぼすおそれがないと主務大臣が判断した場合は、特に規制はかかりません。
- 外国から生物を輸入する場合、税関でその生物が特定外来生物又は未判定外来生物かどうかをチェックすることになるのですが、特定外来生物等と外見がよく似ていて、すぐに判別することが困難な生物がいます。これらは「**種類名証明書の添付が必要な生物**」といい、外国の政府機関等が発行したその生物の種類名が記載されている証明書を輸入の際に添付しなければ輸入できません。
- 外国から生物を輸入する場合は、以上の3種類の生物について、新たに規制もしくは書類の添付が必要となりますので注意してください。



どのようなことが規制されるの？

- 特定外来生物に指定されたものについては以下の項目について規制されます。
 - **飼育、栽培、保管及び運搬することが原則禁止**されます。
※研究目的などで、逃げ出さないように適正に管理する施設を持っているなど、特別な場合には許可されます。
※飼育、栽培、保管及び運搬のことを外来生物法では「飼養等」といいます。
 - **輸入することが原則禁止**されます。
※飼養等をする許可を受けている者は、輸入することができます。
 - **野外へ放つ、植える及びまくことが禁止**されます。
 - 許可を受けて飼養等する者が、飼養等する許可を持っていない者に対して**譲渡し、引渡しなどをすることが禁止**されます。これには**販売**すること含まれます。
 - 許可を受けて飼養等する場合、その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの**個体識別等の措置を講じる義務**があります。
- たとえば、特定外来生物を野外において捕まえた場合、持って帰ることは禁止されていますが（運搬することに該当）、その場ですぐに放すことは規制の対象とはなりません（釣りという「キャッチアンドリリース」も規制対象とはなりません）。

▼特定外来生物で規制される事項▼



違反したらどうなるのか？

- 特定外来生物は、たとえば野外に放たれて定着してしまった場合、人間の生命・身体、農林水産業、生態系に対してとても大きな影響を与えることが考えられます。場合によっては取り返しのつかないような事態を引き起こすこともあると考えますので、違反内容によっては非常に重い罰則が課せられます。以下はその一部をご紹介します。

※ 個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金 / 法人の場合1億円以下の罰金に該当するもの

- 販売もしくは頒布*する目的で、特定外来生物の飼養等をした場合 (*頒布(はんぷ):配って広く行きわたらせること。)
- 偽りや不正の手段によって、特定外来生物について飼養等の許可を受けた場合
- 飼養等の許可を受けていないのに、特定外来生物を輸入した場合
- 飼養等の許可を受けていない者に対して、特定外来生物を販売もしくは頒布した場合
- 特定外来生物を野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合

※ 個人の場合懲役1年以下もしくは100万円以下の罰金 / 法人の場合5千万円以下の罰金に該当するもの

- 販売もしくは頒布以外の目的で、特定外来生物の飼養等又は譲渡し等をした場合
- 未判定外来生物を輸入してもよいという通知を受けずに輸入した場合

特定外来生物の防除

- 特定外来生物による被害がすでに生じている場合又は生じるおそれがある場合で、必要であると判断された場合は、特定外来生物の防除を行います。
- 国が防除を行うとした特定外来生物について、地方公共団体が防除を行おうとする場合は、主務大臣の確認を受けることができます。
地方公共団体以外の団体(NPO など)が防除を行おうとする場合は、適切かつ確実に実施することができることについて主務大臣の認定を受けることができます。
- 国が防除を行う際に、その原因となった行為(逃がしてしまったなど)をした者に対しては、防除に必要な費用の一部又は全部を負担していただく場合があります。